

三芳町告示第166号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和7年度三芳町一般廃棄物処理実施計画を下記のとおり定めたので、三芳町廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成24年三芳町条例第31号）第12条の規定により告示する。

令和7年4月1日

三芳町長 林 伊佐雄

令和7年度三芳町一般廃棄物処理実施計画書

I. ごみ処理実施計画

1. 一般廃棄物の排出状況(令和7年度排出見込み)

(1) もやすごみ

家庭系もやすごみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・5,394トン／年

事業系もやすごみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3,598トン／年

(2) もやさないごみ・粗大ごみ

家庭系もやさないごみ・粗大ごみ・・・・・・・・・・397トン／年

事業系もやさないごみ（公共施設のみ）・・・・・・17トン／年

家庭系有害ごみ（廃蛍光管・廃乾電池等）・・・・・・14トン／年

事業系有害ごみ（公共施設のみ）・・・・・・1トン／年

(3) 資源ごみ

家庭系飲料用かん・・・・・・・・・・・・・・・・・・61トン／年

事業系飲料用かん（公共施設のみ）・・・・・・1トン／年

家庭系びん・・・・・・・・・・・・・・・・・・190トン／年

事業系びん（公共施設のみ）・・・・・・1トン／年

家庭系ペットボトル・・・・・・・・・・・・・・・・・・127トン／年

事業系ペットボトル（公共施設のみ）	1 トン／年
家庭系古紙類・雑がみ	9 9 3 トン／年
事業系古紙類・雑がみ（公共施設のみ）	1 トン／年
家庭系容器包装プラスチック類	5 2 8 トン／年
事業系容器包装プラスチック類（公共施設のみ）	1 トン／年
家庭系容器包装以外のプラスチック類	1 3 6 トン／年
事業系容器包装以外のプラスチック類（公共施設のみ）	1 トン／年
(4) 動物の死体（畜産農業に係るものを除く）	1 3 3 体／年
(5) し尿及び浄化槽汚泥	2, 9 6 2 kl／年
（内訳：し尿 1 3 4 kl 浄化槽汚泥 2, 8 2 8 kl）	

2. 一般廃棄物の処理主体

(1) もやすごみ

家庭系・・・ふじみ野市・三芳町環境センター（事業主体：ふじみ野市）

事業系・・・事業者から排出されるごみに関しては、排出事業者が自らの責任において適正に処理しなければならない。自ら処理できない場合は、家庭系ごみの処理に支障を来さない範囲で、町の指示する場所に自己搬入又は町の許可を受けた一般廃棄物処理業者に収集運搬を委託し、搬入されたものをふじみ野市・三芳町環境センターで処理する。

なお、事業系一般廃棄物の受入基準品目は次のとおりである。再利用することができない紙くず、木くず、繊維くず及び厨芥類の4品目とする。

ただし、小規模事業者が排出する毛髪、パンくず、菓子くず等を排出するとき、他の一般廃棄物と併せて月200キログラム未満までのものは、受け入れるものとする。

(2) もやさないごみ・粗大ごみ

家庭系・・・ふじみ野市・三芳町環境センター（事業主体：ふじみ野市）

事業系もやさないごみ・・・事業者

エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機及び衣類乾燥機・・・

(家電リサイクル法)

家庭系パソコン・・・・・・・・・・パソコンメーカー等(資源有効利用促進法)

(3) 資源ごみ

家庭系

かん、びん、ペットボトル、古紙類・雑がみ、容器包装プラスチック類、容器包装以外のプラスチック類…ふじみ野市・三芳町環境センター(事業主体:ふじみ野市)

事業系

かん、びん、ペットボトル、古紙類・雑がみ、容器包装プラスチック類、容器包装以外のプラスチック類・・・・・・・・・・事業者

(4) 動物の死体(畜産農業に係るものを除く)

動物の死体(畜産農業に係るものを除く。)に関しては、飼い主の責任において処分しなければならない。

ただし、自ら処分できない場合は、申請により、事業主体であるふじみ野市が処理するものとする。ただし、運搬は含まない。なお、処理できる動物の死体は、体長 60 センチメートル以下であり、かつ、体高 55 センチメートル以下のものとする。

所有者の判明しない動物の死体の処分については、事業主体であるふじみ野市にて処理するものとする。

(5) し尿及び浄化槽汚泥・・・・・・・・入間東部地区事務組合浄化センター

3. 基本施策

(1) ごみの発生抑制・排出抑制

① 家庭系一般廃棄物

過剰包装の削減

住民に対して、買い物の際に紙の過剰包装を断るよう協力を求める。不要な包装を断わることや、包装の少ない商品を選ぶことによって紙類の減量化を目指し、SNS による発信やポスターの掲示などによる啓発を図る。

店頭回収の推進

飲み終わった紙パックの購入店への返却（店頭回収）を推進する。また、ごみの分け方出し方分別マニュアルによる店頭回収の周知や、店頭回収を実施している店舗一覧の町のホームページへの掲示によって店頭回収を図る。

紙袋及び使い捨て素材の利用量の削減

食料品以外の買い物の時にもマイバッグを持参して、できる限り紙袋をもらわないようにし、使い捨ての紙類の排出を減らす。

シングルユースプラスチックの再生可能資源への変換

プラスチック製品の原料を石油から再生可能資源に変換することを促進するために、町の事業における紙製容器の積極利用やバイオマスプラスチック製指定ごみ袋の導入について検討する。

資源物の分別の徹底

資源物を分別することの意義とともに分別区分や排出方法等を周知し、徹底を図る。紙類の資源化を促進するための「雑がみ回収キャンペーン」のような不定期のキャンペーンを実施する。

生ごみの水切りの推進

生ごみの水切りをすることによって、腐敗等による臭いを防止するとともに、ごみ減量による収集車両台数の減少及び焼却量の削減を図る。

ごみ堆肥化の促進

ベランダ de キエーロやダンボールコンポストの普及を促進し、生ごみの堆肥化を促進する。

ごみに関するホームページ、広報の充実

町のホームページや広報によって、厨芥類の減量化及び資源化に関する情報を発信し、飲食店掲載用の「1530 運動」推進ポスターを作成し商工会に配布することや、てまえどりの啓発実施店を HP で周知することによって食品ロス削減を啓発する。

フードロスの削減対策

県が実施するフードドライブキャンペーンに参加し、住民や事業所等からの食品提供を受け、フードバンク等を通じて支援を必要とする個人や団体へ寄附をする。

不用品の再利用（Reuse）の促進

フリマアプリなどの民間サービスの活用を啓発することや、環境センターえこらぼ内にあるリサイクル工房におけるリサイクル家具やリサイクル自転車の販売を実施することによって、Reuse を促進する。

環境教育（出前講座）及び環境センター見学会の充実

高齢者、外国人、小・中学校及び行政区・自治会等といった住民を対象に、分別方法及びごみ処理の状況、リサイクルの目的等について理解を深めるため、環境教育（出前講座）を実施する。ごみ処理の現場並びにリサイクルの大切さを住民に理解してもらうため、環境センター見学会を開催する。

ごみに関するホームページ、広報の充実

町のホームページや広報によって、紙類の減量化及び資源化に関する情報を発信する。雑がみの資源化量を増やすために雑がみ収納ふくろの作り方をホームページに掲載する。

② 事業系一般廃棄物

生ごみの水切りの推進

飲食店等で発生する生ごみの水切りを指導・啓発することにより、腐敗等による臭いを防止するとともに、ごみ減量による収集車両台数の減少や、焼却量の削減を図る。また、焼却処理ではなく、生ごみの堆肥化といったリサイクルへの協力を要請する。

食べ残しの削減

事業系ごみのさらなる減量化を進めるため、外食時の食べ残しの削減を推進します。食べきれる量を注文する、会食時に席を立たずに料理を楽しむ時間を設けるなどの工夫により、食べ残しの削減を図る。また、「1530 運動」を実施し、推進のためのポスターや卓上スタンドを商工会へ配布し店舗に掲載していただくことによって、外食時の食べ残しの削減を推進する。

事業者に対する独自処理の要請と減量計画書の作成指導強化

事業者の発生抑制・排出抑制意識を高めるため、多量排出事業者に対し、排出量の減量計画書の作成指導を行う。また、独自処理やリサイクルへの協力を求めながら、計画の実行を引き続き要請する。

食品リサイクルの推進

事業系ごみのさらなる減量化及び資源化を進めるため、食品リサイクルの促進を図る。特に、食品を扱う事業者で未実施の者に対しては、食品リサイクルの実施について直接に協力を要請する。

事業系ごみ分別の適切な指導

環境センターに搬入される事業系ごみについて、定期的に内容物等を確認し、4品目及び町長が認めるもの以外が搬入された場合は、適切な指導を行うことによって分別の徹底を図る。

公共施設における3R+Renewableへの優先した取組

公共施設等において、ごみが出ない仕組み及び分別しやすい仕組みを検討する。さらに紙類及びプラスチック等のリサイクルや、プラスチック製品の自然由来の製品への代替などに積極的に取り組み、住民及び事業者の見本となる3R+Renewable活動を推進する。

③ 収集・運搬

高齢者等のごみ出し対応

高齢者等を中心にごみ出しが困難で、かつ、身近に協力者が得られない方を対象としたふれあい収集を実施する。

危険ごみの分別の徹底

町の分別ルールを守り、もやさないごみや容器包装プラスチック類など他の分別区分に混入させないように周知する。周知にはホームページやSNS、ごみカレンダーなどを活用する。

(2) 一般廃棄物処理業の新規許可申請と三芳町一般廃棄物処理計画等との整合性

① 法第7条第5項第2号で規定する一般廃棄物収集運搬業の新規許可申請と三芳町一般廃棄物処理計画等との整合性

町は、一般廃棄物の発生量を踏まえ、法又は町条例で定める一般廃棄物の適正処理を実現しようとするため、法第7条第5項で定める能力を備えている許可業者以外の者（新規参入業者）を必要とする場合には、当該新規参入業者が、収集従事者及び収集運搬車両等を勘案した総合的な能力を有し、かつ関係法令に抵触

しない限り、本計画に適合するものとして扱うことができる。

ただし、一般廃棄物の発生見込み量に対して、既存の許可業者による総合的な収集能力で対応できる場合や、許可業者数が増えることにより、町のごみ処理施設において支障が生じる場合には、新規参入業者に対して本計画との適合性がとれないという理由により、許可を認めない方針で取り扱う。

(3) 三芳町から発生するごみの処理

① 事務委託による三芳町のごみ処理

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により埼玉県ふじみ野市と規約を定め、平成28年度から三芳町の一般廃棄物の処理（収集・運搬を除く）に関する事務を委託する。

(4) その他

① 資源物持ち去り防止の推進

ごみ集積所に排出される資源物の持ち去りを防止するため、各集積所の管理の徹底を行っていただくとともに、町会・自治会等と協力し、資源物の適正な排出について協力を求める。

② 不法投棄対策の実施

不法投棄禁止看板の設置や不法投棄されにくい環境づくりを、町民へ協力依頼するとともに、土地管理者に対しても不法投棄されないよう管理の徹底を指導する。

4. 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

1) 再資源化計画

三芳町が計画収集する資源ごみ（かん、びん、ペットボトル、古紙類・雑がみ、容器包装プラスチック類、容器包装以外プラスチック）を再資源化する計画は次のとおりである。再資源化物はそれぞれの資源回収業者を通じ、再資源化ルートに搬入・再資源化する。

【再資源化方法及び再資源化量（令和7年度見込み）】

- ・容器包装リサイクル法に基づく容器包装プラスチック類・びん（分別基準適合物）の指定法人への引渡量・・・・・・・・・・720 トン／年
- ・かんの再資源化業者への引渡量・・・・・・・・・・61 トン／年
- ・ペットボトルの再資源化業者への引渡量・・・・・・・・127 トン／年
- ・古紙類・雑がみの古紙問屋への引渡量・・・・・・・・993 トン／年
- ・容器包装以外プラスチック再資源化業者への引渡量・・136 トン／年

2) 収集・運搬計画

ア. 収集・運搬する廃棄物の量

- 家庭系もやすごみ・・・・・・・・・・5, 340 トン／年
- 家庭系もやさないごみ・粗大ごみ・・・・・・・・・・368 トン／年
- 家庭系容器包装以外のプラスチック類・・・・・・・・122 トン／年
- 家庭系有害ごみ（水銀含有ごみ）・・・・・・・・・・14 トン／年
- 家庭系飲料用かん・・・・・・・・・・60 トン／年
- 家庭系びん・・・・・・・・・・189 トン／年
- 家庭系ペットボトル・・・・・・・・・・126 トン／年
- 家庭系古紙類・雑がみ・・・・・・・・・・959 トン／年
- 家庭系容器包装プラスチック類・・・・・・・・・・527 トン／年
- 動物の死体（畜産農業に係るものを除く）・・・・・・・・133 体／年

イ. 収集（家庭系一般廃棄物）・運搬区域・・・・・・・・三芳町全域

ウ. 収集回数

- 家庭系もやすごみ・・・・・・・・・・週2回収集
- 家庭系もやさないごみ・粗大ごみ・・・・・・・・・・隔週1回収集
- 家庭系有害ごみ（廃蛍光管・乾電池等）・・・・・・・・隔週1回収集
- ※もやさないごみの日に収集

家庭系飲料用かん・・・・・・・・・・・・・・・・・・隔週 1 回収集
 家庭系びん・・・・・・・・・・・・・・・・・・隔週 1 回収集
 家庭系ペットボトル・・・・・・・・・・・・・・・・・・週 1 回収集
 家庭系古紙類・雑がみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・隔週 1 回収集
 家庭系容器包装プラスチック類・・・・・・・・・・・・・・・・・・週 1 回収集
 家庭系容器包装以外のプラスチック類・・・・・・・・・・・・・・・・・・隔週 1 回収集
 動物の死体（畜産農業に係るものを除く）・・・申請により戸別収集
 エ. 収集方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・集積所方式（約 1，200 ケ所）

5. 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

【町外】町内から排出される一般廃棄物を処理する者

施設の名称	ふじみ野市・三芳町環境センター
所在地	ふじみ野市駒林 1 1 1 7 番地
形式能力等	(1) 熱回収施設
	焼却施設（全連続燃焼式ストーカ炉） 142 トン／日
	(2) リサイクルセンター
	1) 破碎・選別系列
	① 粗大ごみ・もやさないごみ 18 トン／5 時間 ② 容器包装以外のプラスチック 2 トン／5 時間 ③ かん 1 トン／5 時間
	2) 積み替え系列 12.6 トン／日
	3) 保管系列 7.9 トン／日

施設名	株式会社スガワラ 柳合資源循環センター
所在地	埼玉県富士見市大字勝瀬柳合 3 9 5 番 1

形式能力等	容器包装プラスチックバール化	16.08 トン／日
廃棄物の種類	容器包装プラスチック類	

※三芳町分

施設名	株式会社湯沢クリーンセンター（容器包装リサイクル協会委託分）	
所在地	秋田県湯沢市小野字西十日町 8 3 番地	
形式能力等	材料リサイクル	95 トン／日
廃棄物の種類	容器包装プラスチック類	

※三芳町分

施設名	株式会社スガワラ 勝瀬リサイクルセンター	
所在地	埼玉県富士見市勝瀬 8 2 8 - 1	
形式能力等	ガラスびん保管施設	18 トン／日
廃棄物の種類	ガラスびん無色	

施設名	株式会社スガワラ 勝瀬リサイクルセンター	
所在地	埼玉県富士見市勝瀬 8 2 8 - 1	
形式能力等	ガラスびん保管施設	18 トン／日
廃棄物の種類	ガラスびん茶色	

施設名	株式会社スガワラ 勝瀬リサイクルセンター	
所在地	埼玉県富士見市勝瀬 8 2 8 - 1	
形式能力等	ガラスびん保管施設	18 トン／日
廃棄物の種類	ガラスびんその他の色	

施設名	株式会社ウム・ヴェルト・ジャパン 寄居工場	
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 3 3 0 番地 1	
形式能力等	乾留式水銀回収	18 トン／日

廃棄物の種類	廃蛍光管
--------	------

施設名	野村興産株式会社 イトムカ鉱業所
所在地	北海道北見市留辺藁町字富士見 2 1 7 番 1
形式能力等	焙焼処理、水銀リサイクル処理 38 トン／日
廃棄物の種類	廃乾電池

施設名	有限会社太盛 さいたま工場
所在地	埼玉県さいたま市浦和区大原五丁目 1 2 番 1 号
形式能力等	容器包装プラスチックバール化 78.24 トン／日
廃棄物の種類	容器包装プラスチック類

※ふじみ野市分

施設名	株式会社富山環境整備（容器包装リサイクル協会委託分）
所在地	富山県富山市婦中町吉谷 3 番地 3
形式能力等	ペレット化（材料リサイクル） 624 トン／日
廃棄物の種類	容器包装プラスチック類

※ふじみ野市分

施設名	中村ガラス株式会社（容器包装リサイクル協会委託分）
所在地	埼玉県さいたま市岩槻区大字横根字大義良 1195— 1
形式能力等	カレット化 194.4 トン／日
廃棄物の種類	ガラスびん無色

施設名	中村ガラス株式会社（容器包装リサイクル協会委託分）
所在地	埼玉県さいたま市岩槻区大字横根字大義良 1195— 1
形式能力等	カレット化 194.4 トン／日
廃棄物の種類	ガラスびん茶色

施設名	中村ガラス株式会社（容器包装リサイクル協会委託分）
所在地	埼玉県さいたま市岩槻区大字横根字大義良 1195— 1
形式能力等	カレット化 194.4 トン／日
廃棄物の種類	ガラスびんその他の色

施設名	メルテック株式会社
所在地	栃木県小山市大字梁 2 3 3 3 番地 2 9
形式能力等	溶融固化（スラグ化） 110 トン／日
廃棄物の種類	容器包装以外のプラスチック類（焼却残渣）

施設名	サンエコサーマル株式会社
所在地	栃木県鹿沼市下石川 7 3 7 番地 5 5
形式能力等	焼却処理（サーマルリサイクル） 135 トン／日
廃棄物の種類	容器包装以外のプラスチック類

施設名	株式会社関商店
所在地	茨城県古河市北利根 14 番 1
形式能力等	圧縮成形（RPF 化） 260 トン／日
廃棄物の種類	容器包装以外のプラスチック類

施設名	株式会社国分商会 本社工場
所在地	埼玉県熊谷市大字万吉 2 6 4 3 番地 1
形式能力等	破碎処理（助燃剤としてリサイクル） 577.61 トン／日
廃棄物の種類	廃タイヤ

施設名	太平洋セメント株式会社 熊谷工場
所在地	埼玉県熊谷市大字三ヶ尻 5 3 1 0 番地
形式能力等	セメント原料化（エコセメント） 3,154 トン／日
廃棄物の種類	焼却灰・ばいじん・飛灰

施設名	大村商事株式会社
所在地	埼玉県志木市下宗岡二丁目 18 番 20 号
形式能力等	堆肥化 5 トン／日
廃棄物の種類	生ごみ※

※ふじみ野市なの花給食センターからの搬出

施設名	メルテック株式会社
所在地	栃木県小山市大字梁 2 3 3 3 番地 2 9
形式能力等	溶融固化（スラグ化） 110 トン／日
廃棄物の種類	ばいじん・飛灰（横須賀事業所で前処理）

施設名	リバー株式会社 加須事業所
所在地	埼玉県加須市志多見 2 2 3 6 番地
形式能力等	破碎・選別処理 360 トン／日
廃棄物の種類	小型家電製品

施設名	渡辺産業株式会社
所在地	栃木県日光市町谷 1 8 0 2 番
形式能力等	固形化（砕石化） 175 トン／日
廃棄物の種類	焼却灰

施設名	一般社団法人 JBRC
廃棄物の種類	リチウムイオン電池等

(2) 搬入される廃棄物の内訳(令和 7 年度見込み)

もやすごみ・・・・・・・・・・・・・・・・ 8, 9 9 2 トン／年
もやさないごみ・粗大ごみ・・・・・・・・ 4 1 4 トン／年
容器包装以外のプラスチック類・・・・・・・・ 1 3 6 トン／年

有害ごみ（水銀含有ごみ）・・・・・・・・・・ 14 トン／年
飲料用かん・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61 トン／年
びん（再資源化業者へ直送）・・・・・・・・・・ 190 トン／年
ペットボトル・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 127 トン／年
古紙類・雑紙（再資源化業者へ直送）・・・・・・ 993 トン／年
容器包装プラスチック類・・・・・・・・・・ 528 トン／年

(3) 三芳町から排出される一般廃棄物を町外で処理する排出事業者

施設名	株式会社アイル・クリーンテック	
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 3 2 8	
形式能力等	堆肥化	175 トン／日
搬入する一般廃棄物	食品循環資源	24 トン／年
排出事業者 (町内)	(株)ヤオコー三芳藤久保店 三芳町大字藤久保 8 5 5 番地	(株)カスミ 三芳町大字藤久保 3 0 5 番地 1
運搬事業者	クリーンシステム株式会社 さいたま市浦和区常盤五丁目 2 番 1 8 号	

施設名	オリックス資源循環株式会社 寄居工場	
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 3 1 3	
形式能力等	焼却施設（ガス化改質方式）	450 トン／日
搬入する一般廃棄物	紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣 6.9 トン／年	
排出事業者 (町内)	(株)ヤオコー三芳藤久保店 三芳町大字藤久保 8 5 5 番地	オリヤス(株) 三芳町大字北永井 4 4 9 番地 1
	PASAR 三芳店 三芳町大字上富 2 2 0 4 番地	アクロスプラザ三芳店 三芳町大字藤久保 8 5 5 番地

	(株)マルコシ川越店 三芳町大字藤久保4 6 5 番地 3	
運搬事業者	クリーンシステム株式会社 さいたま市浦和区常盤五丁目 2 番 1 8 号	

施設名	(株)西東京リサイクルセンター	
所在地	東京都羽村市緑ヶ丘三丁目 3 番地 3	
形式能力等	メタン発酵	80 トン／日
搬入する一般廃棄物	食品循環資源	24 トン／年
排出事業者 (町内)	(株)ヤオコー三芳藤久保店 三芳町大字藤久保 8 5 5 番地	
運搬事業者	クリーンシステム株式会社 さいたま市浦和区常盤五丁目 2 番 1 8 号	

施設名	ニューエナジーふじみ野株式会社	
所在地	ふじみ野市駒林 1 0 3 3 番地 1	
形式能力等	メタン発酵リサイクル	92.1 トン／日
搬入する一般廃棄物	食品循環資源	37.2 トン／年
排出事業者 (町内)	三芳町立学校給食センター 三芳町大字北永井 3 4 8 番地 2	マミーマート三芳店 三芳町大字藤久保 1 0 0 番地 1
運搬事業者	片山商事株式会社 三芳町上富 1 5 5 4 番地	

(3) 町外から排出される一般廃棄物を町内で処理する排出事業者

施設名	ウィズグリーン株式会社
-----	-------------

所在地	三芳町大字上富 5 1 3 番地 (施設所在地：三芳町大字上富 8 4 1 番地 1)	
形式能力等	チップ化 125 トン未満／月	
搬入される一般廃棄物	木くず 5 トン／月	
予定排出事業者	(株)榎本造園 所沢市大字南永井 1032 番地の 2	(株)Midoru さいたま営業所 所沢市若狭 4-2505-8 オリンパス 狭山ヶ丘 203
	(有)富田園 所沢市東新井町 251	(株)本橋園 所沢市三ヶ島五丁目 1328
	(有)新藤造園 所沢市東狭山ヶ丘 1-48-4	(有)神谷 所沢支店 所沢市西狭山ヶ丘 2-3165-11
	(有)梶原造園 所沢市北岩岡 40-5	(有)古澤造園土木 所沢市大字日比田 212 番地
	(有)増田造園土木 所沢市北中 1-185-1	(株)道心造園 所沢市東狭山ヶ丘 2-2951-29
	(有)守谷造園 所沢市三ヶ島 2-920-3	(株)田中造園 所沢市林 1-177
運搬事業者	上記排出事業者による自社運搬	

6. 最終処分計画

(1) 処理施設の概要

① 【町内】町内から排出される一般廃棄物を処理する者

施設名	三芳町一般廃棄物最終処分場
所在地	埼玉県入間郡三芳町大字上富 1 5 9 8 - 3
敷地総面積	2, 5 2 8 m ²

埋立面積	2, 299 m ²
埋立総面積	15, 590 m ³
計画期間	平成3年4月1日～令和8年3月31日
埋立年数	約5年

② 【町外】町内から排出される一般廃棄物を処理する者

施設名	埼玉県環境整備センター
所在地	埼玉県大里郡寄居町三ヶ山368番地
処分場の形態	管理型最終処分場
廃棄物の種類	ガラス類、せともの

施設名	ジークライト株式会社 エコポート最終処分場
所在地	山形県米沢市大字板谷字四郎右エ門沢773番地1～2
廃棄物の種類	焼却灰（主灰・飛灰）、不燃残渣（珪藻土マット含む）

7. 町民への周知方法

町内全戸配布による「ごみ収集日程表」「家庭ごみの分け方出し方」について、三芳町広報、三芳町ホームページ及びごみ分別アプリに掲載し、その周知を図る。

Ⅱ. 生活排水処理実施計画

1. 生活排水

三芳町公共下水道で処理する区域及び人口

使用承認区域面積・・・694.27ha

使用承認区域人口・・・35,577人(戸数15,960戸)

使用開始・・・・・・・・・・令和7年4月1日

2. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

ア. 収集・運搬区域・・・三芳町全域

イ. 収集回数

汲み取りし尿・・・・・・・・月1回（臨時収集を希望する場合は、都度申込により収集）

浄化槽汚泥・・・・・・・・許可業者に直接申込により収集

ウ. 収集・運搬方法

入間東部地区事務組合の委託・許可を受けたものによる戸別収集

3. 中間処理計画

ア. 処理施設の概要

施設名・・・・・・・・入間東部地区事務組合浄化センター

所在地・・・・・・・・ふじみ野市駒林1066番地

処理形式・・・・・・・・前処理希釈方式+下水道放流方式

公称能力・・・・・・・・26kl／日（し尿3kl／日、浄化槽汚泥23kl／日）

し渣処分方法・・焼却処理